

商店街で創業される方へ

(商店街活性化利子補給制度の活用ができます。)

○創業資金融資

対 象 者：町内に事業所を置く小規模事業者

資金使途：創業のため必要となる運転資金又は設備資金

融資限度額：500万円以内

返済期間：7年以内（据置期間1年以内を含む）

融資利率：年1.8%

返済方法：分割払い

保 証 料：町が全額助成（保証協会の定めるところによる）

取扱金融機関：大分銀行玖珠支店、豊和銀行玖珠支店

大分県信用組合玖珠支店、日田信用金庫玖珠支店

上記融資を受けた方で、商店街区域内で新たな創業等を行う中小企業者については、さらに商店街活性化利子補給制度の活用ができます。

利子補給制度の概要

【対象融資】玖珠町中小企業・小規模事業者振興資金融資（創業資金融資）を受けること

【対 象 者】商店街振興組合等から認定を受けた中小企業者



【利子補給の額】融資に伴う実際に償還した利子の額（遅延利子は除く。）を助成

【利子補給の申込み】

- 利子補給申込書（様式第1号）
 - 認定証（様式第2号） ※商店街振興組合等が発行するもの
 - 金融機関が発行する貸付利子の支払予定金額を証する書類
 - 事業計画書
 - 市町村税の未納がないことを証する書類 など
- ※ただし、融資決定後1月以内となります。

【制度・申込みに関する問い合わせ先】

玖珠町 企画商工観光課 商工労政・企業誘致班 TEL 0973-72-1151